



社会福祉法人 天真会

いそごい真愛保育園パンフレット

重要事項説明書



空に響き渡るクラファン元気が笑う声。



ココ太陽、サラサラそよ風 たっぷり感じて、泥んこ、太陽



海を眺め、無言のうちに涙が頬を伝う。自然と触れ合いの



自然と触れ合いの



発見！驚き！感激！感動！人と触れ合い、遊んで、笑って、泣いて、



遊んで、笑って、泣いて、



泣いて、



泣いて、



泣いて、



泣いて、



泣いて、



泣いて、

泣いて出して、これが元気のエネルギー。みんなの遊び場、真愛保育園。

社会福祉法人 天真会

たくさんの笑顔と夢が広がる保育園
感動が響き渡る保育園を目指します。

子どもの元気！
家庭の元気！
地域の元気！
福津の元気！

1. 保育理念

天真爛漫な子ども達を まこと 真愛の心で育み、育てる。

安心感のある環境づくり

- 一人ひとりの存在を認め、尊重します。
- 一人ひとりの気持ちを受容、共感、傾聴、応答していきます。
- 子育て、子育てを全力で応援します。
- 「人は人に支えられ、人は人に育てられる。」

見たい！聴きたい！やってみたい！を応援します。

- 子ども達の意欲や挑戦心を応援します。
- 一人ひとりの無限の可能性を引き伸ばしていきます。

とことん体験を行います。

- 「遊び」を通して、心も体も脳も人間関係も育つ。
- 見て、匂って、聴いて、触って、味わって、五感を使った体験を行います。
- とことん身体を動かす体験を行います。

四間を大切にした体験活動を行います。

- 「時間」「空間」「仲間」「手間」を大切にしていきます。
共に遊び、共に考え、共に笑い、共に喜び、共に感動！！
四間の中で、子どもも大人もカいっぱい遊ぼう！！

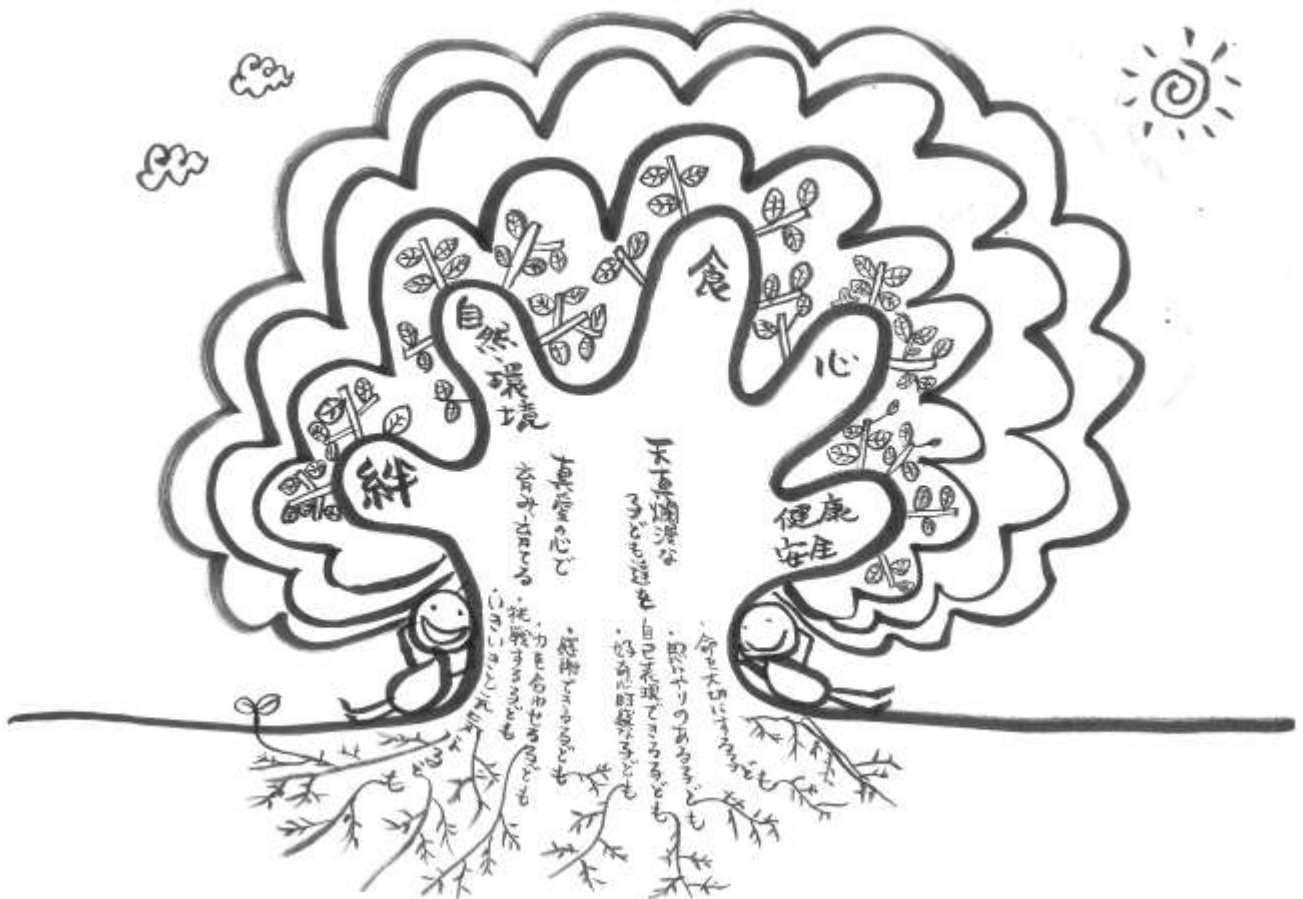


2. 保育方針：5つの方針に沿って保育活動を創造します。

1. 人と関わる体験を通して、人の温もりや信頼感を感じ、**絆**を深めよう。
2. **自然体験**を通して、偉大な自然と共生していることを感じよう。
3. **食**に関する体験を通じて、命の恵みに感謝しよう。
4. 自分の思いや考えたこと、そして経験したこと等、**心**のままに表現しよう。
5. 生活習慣を整え、いきいきと**健康**な心と体と脳をつくり

元気いっぱい生活しよう。

■5つの方針のイメージ図



子ども達を中心に、全ての分野が連動しながら保育活動を行います。

3. 保育の内容

方針1:「絆」

「人と関わる体験を通して、人の温もりや信頼感を感じ、絆を深めよう。」

多様な年齢、多様な世代、そして多様な文化の人々との交流を行います。

- 「子ども嫌うな今まで来た道、老人嫌うなこれから行く道」
→多様な年齢の方々との絆を大切にしていきます。
- 異年齢交流（チビ先生）やみんなの先生（乳児ふれあい体験）を推進します。
- 小中高校生の職場体験を積極的に受け入れます。
- 他園との交流、小学校との交流を行います。
- 地域の高齢者との交流、施設訪問等を行います。



職場体験



小学生も遊びに来るよ！

家庭と保育園とが両輪となり、子どもの育ちを支えます。

- 保護者同士の友好的な関係づくりをサポートします。
- おたより帳や送迎時に、子どもの成長などについて伝えていきます。
- 子どもの入園時に、慣らし保育を行います。
- 育児講座や子育て講演会を開催します。
- 保育参観などを通して、日頃の子どもの様子を見ていただきます。
- 園行事や園活動に協働や参画する場を設けていきます。

地域で子育てをしている家庭を応援します。

- 地域の子育て家庭に対して、子どもの広場を実施します。
- ホッとできる安心空間を整えます。



方針2:「自然・環境」

「自然体験を通して、偉大な自然と共生していることを感じよう。」

見たい！聴きたい！やってみたい！を応援します。

- 自然の中で、ダイナミックな遊びを行います。
- 自然の中で命に触れる体験を行います。
- 地元農家の方々と連携し、農業体験を行います。

感動体験を行い、感性を大きく育みます。

- 感動は、眼をキラキラ輝かせます。
- 感動は、感性の根っこを大きくします。
- 感動は、心の扉を開きます。
- 感動は、いつまでも記憶に残ります。

■田植え～稲刈り～脱穀～粃摺り～精米～飯盒炊



田植え体験



稲刈り体験



お米の脱穀



かまどご飯

この体験を通して、命のありがたみ、自然から生かされていることを学んでいます。

■山遊び（崖すべり～秘密基地～ツルのブランコ～木登り）



■海遊び、磯遊び



■川遊び



この体験を通して、喜びや発見、驚きや神秘さ、挑戦心や助け合いなどを学んでいます。

方針3:「食」

「食に関する体験を通じて、命の恵みに感謝しよう。」

旬の食材と触れ合う体験を行います。



- 菜園づくりを行い、命を育てる体験を行います。
- 地元農家の方々と連携し、農業体験を行います。
- 包丁などの道具や火を使って、調理体験を行います。
- 命を頂いているということを伝えていきます。

■四季を通して、旬との出会い。旬の収穫

春は、ツクシにタケノコ、ヨモギにツワブキ、イチゴ狩り。

夏は、菜園で大きく実った野菜の収穫。

秋は、芋掘りに柿ちぎり。

冬は、ダイコン掘りなど、旬を通して、沢山の命と出会っています。



■火や包丁を使っての調理体験



しそジュース



かまどで御飯を炊いたよ！



焼き芋大会

この体験を通して、旬の恵みや料理することのおもしろさ、食の楽しさを感じています。

受け継がれてきた様々な食文化に触れる体験を行います。

- 子どもの日：柏餅
- 七草の日：七草粥
- 鏡開き：鏡餅
- 節分：メザン焼き
- ひな祭り：ひなあられ など



家庭と地域と保育園と共に食体験を行います。

- 月に一度のお弁当の日（6・7・8・9月を除く）



お弁当の日



夏祭りの出店

健康な心と身体を育てていきます。

- 自園で給食を調理しています。
- 離乳食・アレルギー除去食へも対応します。
- 突然の体調不良に対して、敏速に対応します。



お楽しみ会のしんあいランチ



一人ひとりの月齢に併せた離乳食

方針4:「心」

「自分の思いや考えたこと、そして経験したことなど、心のままに表現しよう。」

伝える力、聴く力を育みます。

□言葉に触れ、言葉に興味・関心をもつような取り組みを行います。

- キラキラ発表会
- 誕生会
- お楽しみ会
- 絵本の読み聞かせ
- 図書コーナー、貸出図書
- 卒園文集づくり



キラキラいろどり発表会

想像したことを自由に身体表現する力を育みます。

- 和太鼓活動
- 季節を感じる歌、合唱
- わらべうた



和太鼓コンサート

創意工夫する力を育みます。

- 絵画活動
- 造形活動



様々な文化や芸術など、本物に触れる活動を行います。

- 神社散歩
- 動物園見学
- 観劇
- 音楽コンサート



方針5:「健康・安全」

「生活習慣を整え、いきいきと健康な心と体と脳をつくり元気いっぱい生活しよう。」

身体を動かして、体力をつけよう。

□ 戸外散歩や山登り、体育遊びや運動会を通して、身体を動かす楽しみを感じる体験を行います



無限の可能性に向かって（登り棒）



運動会での組体操

安心・安全への取り組みを整備します。

□ 命を守るという視点で、リスクマネジメント委員会の設置。

- 救命救急講習（消防署）
- 遊具・施設安全点検
- 危機管理マニュアル
- 個人情報保護法
- 職員健康診断
- 発達アドバイザーとの連携
- 児童虐待の防止
- 嘱託医との連携
- 乳幼児突然死症候群の予防、啓発
- 苦情解決処理システム
- 医療記録・怪我記録
- 要保護児童に対する予防
- 自然災害マニュアル発達
- 交通安全教室（警察署）

□ 衛生管理体制を整備します。

- 布団乾燥
- 園内消毒
- 給食室内の衛生管理
- 感染症対策

□ 子ども達への健康管理、安全管理に対する働きかけを行います。

- 避難訓練（火災、地震、水害、不審者）
- 消火訓練
- 身体測定
- 歯磨き指導
- 嘱託医による内科検診・歯科検診
- 尿検査 等



跳んだ!!

4. 保育園の運営について

◆社会福祉法人 天真会 いろどり真愛保育園 (平成23年4月1日開園)

■住 所 〒811-3209

福岡県福津市日蒔野4丁目11-1

(TEL): 0940-43-2158

(FAX): 0940-43-2168

■定 員 150名 (2号認定: 85名 3号認定: 65名)

■施設の概要 敷 地: 3846.18㎡

構 造: 鉄骨造1階建

床面積: 1211.50㎡

■保育時間 (月~土)

	保育時間	延長保育時間
標準時間認定	7:00~18:00	18:00~19:00
短時間認定	8:30~16:30	16:30~19:00

■休 日 ・日曜・祝日

- 実施事業
- ・延長保育事業
 - ・子どもの広場 (地域子育て支援)
 - ・一時預かり保育事業
 - ・放課後児童クラブ事業 (定員: 40名)

■職員構成の概要

- 園長
- 主任保育士
- 副主任保育士
- 保育士
- 栄養士・調理師
- 学童支援員
- 事務職員



5. その他の取り組み

四季を感じる園庭

- 園庭には、サクラ、アジサイ、くすのき、クヌギ、イチヨウ、カエデ、タラヨウ、カツラ、キンモクセイなどの木々が、春夏秋冬の季節の移ろいを伝えてくれます。
- バッタにコオロギ、チョウチョにトンボ…様々な虫がやってき、子ども達と戯れています。
- 自然木のテーブルやイスでのままごと遊び、ロックゾーンではよじ登ったり、腰掛けてお話ししたり・・・思い思いに遊びを楽しんでいます。

地域との連携・・・顔が見えるネットワークづくり

- 病院等の医療機関や社会福祉協議会などの福祉機関、学校や幼稚園などの教育機関や市役所、発達支援センター、児童相談所などの関係機関と顔が見えるネットワークづくりをします。
- 子どもの成長発達過程について、保護者の子育ての悩みや方法を探ります。

乳幼児ふれあい体験

- 乳幼児との触れ合いを通して、命の大切さ、尊さを伝えていきます。
- 「いずれ親になる」という視点で育ちについて伝えていきます。



しらゆり保育園との姉妹園交流【1990年（平成2年）～】

- 鹿児島県沖永良部島、しらゆり保育園との交流。



沖永良部島



バナナが送ってきたよ！



黄色くなって食べごろだ！

6. 延長保育事業について

1. 延長保育事業の目的

児童の保護者(以下「保護者」という。)の就労形態の多様化等に伴い、保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所での保育時間を延長し、仕事と子育ての両立支援及び児童福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 延長保育の対象

(1) 月利用の対象者

保護者の勤務時間や不規則な就労形態など、やむを得ない事情の方。

※満1歳以上のお子さんからご利用できます。

(2) 日利用の対象者

不測の事態が生じ18:00までに間に合わない方。

3. 利用形態・延長保育時間・利用料について

(1) 月利用の場合

利用形態	時間	利用料	備考
月利用 (1時間)	18:00～ 19:00	3,000円/一人 (軽食含む)	*料金の日割はありません。 *申し込みをすれば、全く利用しなくても同額の費用がかかります。

(2) 日利用の場合

利用形態	時間	利用料	備考
日利用① (30分)	18:00～ 18:30	250円/一人 (軽食含む)	*18:30を過ぎた場合は、別途250円を頂くことになります。
日利用② (1時間)	18:00～ 19:00	500円/一人 (軽食含む)	*標準認定、短時間認定共通
短時間認定 日利用③	7:00～8:30 16:30～18:00	500円/一人	*18:00以降は日利用①②と同じになります。

<標準時間認定の方>

*日利用①、②共、保育終了時間の19:00を過ぎた場合、利用料金に加え、別途500円徴収させていただきます。

*お迎えが18:00に間に合わない場合は、どのような理由であっても費用が発生致します。悪しからずご了承ください。

*18:00までのお迎えが間に合わない場合は、軽食の準備の都合上、出来るだけ早くご連絡いただけましたら幸いです。

4. 利用料金早見表

保育時間		16:30	18:00	18:30	19:00
標準時間認定				3,000円	
(2) 日利用	① 30分利用		250円	+250円	
	② 1時間利用		500円		
短時間認定		7:00	8:30	16:30	18:00
		500円		250円	+250円

5. 延長保育料金の支払い方法

(1) 月利用の方

年齢	徴収方法
0・1・2歳児	納付袋（毎月徴収させていただきます）
3・4・5歳児	口座振替（引落日：毎月26日）

* 3か月分滞納時は、ご利用を取消させていただきます。

(2) 日利用の方

* 翌月始めに徴収させていただきます。

6. 延長保育の申込・辞退の方法

(1) 申込の場合

前月の20日まで（4月を除く）に、以下の書類を事務室へ提出して下さい。

- 延長保育利用申込書
- 延長保育用勤務証明書（事業者記入）

(2) 辞退する場合

辞退の場合は、「辞退届」の提出が必要です。

7. 一時預かり保育「キラキラくらぶ」利用について

(いそどり真愛保育園にて実施)

1. 一時預かり保育の目的

いそどり真愛保育園では、以下の目的により一時預かり事業を実施しています。

- (1) 保育保護者の就労形態などにより、家庭における保育が継続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童に対して行います。
- (2) 保護者の疾病、入院などにより、緊急又は一時的に保育が必要となる児童に対して行います。
- (3) 育児の支援を受けることが困難な理由により、一時的に保育が必要となる児童に対して行います。

2. 対象児童の年齢

- ・年齢：生後6か月から就学前の乳幼児を対象とする。

3. 利用対象の事由と利用可能日数

利用対象の事由	利用日の上限
(1) 保護者の短時間・継続労働・職業訓練、就学などの事由	3日/週
(2) 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由	14日/月
(3) 精神的、肉体的などの負担の解消などによる事由	3日/週

4. 定員について

当園での受入れ可能定員は8名です。

*定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

5. 利用時間と利用方法・利用料金について

利用時間：9：00～16：00の間

(時間外の利用希望につきましては、ご相談ください。)

利用料金

年齢	利用料金
0歳児クラス	800円/時間
1・2歳児クラス	600円/時間
3・4・5歳児クラス	500円/時間

(※1時間未満の利用時間は切り上げ)

給食費、おやつ代について (利用料金と別に徴収させていただきます。)

・給食代：250円 ・おやつ代：50円

*但し、当園が弁当の日の場合は、お弁当をご持参下さい。

□一時預かり保育の利用が出来ない日について

- ・日曜日、祝日
- ・園行事を開催する日

6. 利用料の徴収について

- ・ご利用日のお迎え時に事務室にてお支払いください。
- ・受付内容について事前変更は受け付けますが、利用時間中での変更は基本的にお受けすることはできません。

7. 利用登録・利用申し込みについての手順

① 事前に利用登録申請書による申し込み

*児童に関する母子手帳や診断書などの提出をお願いする場合があります。

② 園にて面接後、利用の承認

③ 利用希望日の3日前までにお申し込みください。

8. キャンセルの場合

- (1) 必ず2日前までにご連絡ください。
- (2) キャンセルについて
 - ・当日のキャンセルは、利用料の2割を頂きます。

9. 注意事項

- (1) 送迎は、保護者の方がお願いします。もし、他の方の送迎になる場合は、必ずその旨を当園にご連絡お願いいたします。
- (2) 病気中のお子様、またとびひ等、他の児童に感染する恐れがある病気、除去食を必要とするお子様、集団保育が困難と見られる場合等は、お断りする場合がございます。
- (3) 保育中に37.5℃以上の発熱や体調不良などを感じられる場合は、保護者に連絡を入れてさせていただきます。
- (4) 薬はお預かりすることができません。



8. 年間行事予定表

季節	主な行事
春	<ul style="list-style-type: none"> ・入園・進級おめでとう会 ・保育参観
夏	<ul style="list-style-type: none"> ・和太鼓コンサート ・夏祭り
秋	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・保育参観
冬	<ul style="list-style-type: none"> ・発表会 ・卒園式
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・お楽しみ会（誕生月の子ども達をお祝いします。）

9. 一日の生活の様子

0・1・2歳児	時間帯	3・4・5歳児
登園・自由遊び	7:00	登園・自由遊び
おやつ	9:30	朝の集り
自由遊び・保育活動	10:00	自由遊び・保育活動
昼食	10:45~	
午睡 	12:00	昼食
	13:30	午睡
おやつ	15:00	おやつ
自由遊び	16:00	自由遊び
延長保育	18:00	延長保育
閉園	19:00	閉園

10. 給食について

季節の食材を使用して薄味、色彩、栄養のバランスを考えて調理し、アレルギーの子どもには、除去食の対応を行っています。食事中は、友達同士で会話を弾ませながら、楽しい雰囲気作りを心掛け、「命の大切さ」や「恵みへの感謝の気持ち」を育てていきます。

献立表（参考）

日	曜	献立	材料名			未満児 おやつ	おやつ
			熱と力になるもの	血や肉や骨になるもの	体の調子を整えるもの		
1	月	魚のフライ・レンコン金平	さつまいも パン粉・・・	いわし みそ・・・	れんこん にんじん・・・	いよかん 牛乳	人参ケーキ
2	火	梅肉チャーハン・ひじきサラダ	じゃがいも 米・・・	鶏、牛乳・・・	きゅうり ひじき・・・	りんご 牛乳	小倉蒸しパン 昆布
3	水	お弁当の日 ＊離乳食のお友達は、園で用意いたします。					
4	木	豆腐のハンバーグ・マカロニサラダ	さつまいも マヨネーズ	ひき肉 卵・・・	キャベツ わかめ・・・	りんご 牛乳	焼き芋 昆布

お弁当の日（普通食～）

月に1回設けています。但し、6・7・8・9月は除きます。

（デザートは果物のみでお願い致します。）

給食・おやつ（令和元年10月1日より保育料無償化に伴う給食費等の徴収）

□対象年齢：3・4・5歳児

□給食費：6,500円（副食・おやつ代：5,500円、主食代：1,000円）

※事前に全員分の食材を発注するため、給食費の返金は、基本的にございません。

□支払方法

・口座振替（引落日：毎月26日）

・口座振替手続きが完了するまでは、現金納付となります。

※原材料の価格変動により金額が変更になる場合があります。



11. 布団乾燥について

集団衛生管理に努めるため、毎月業者による「布団乾燥」を実施します。

（掛け・敷布団600円 敷布団のみ300円）季節により、異なります。

□支払方法

年齢	徴収方法
0・1・2歳児	納付袋（毎月徴収させていただきます）
3・4歳児	□座振替（引落日：毎月26日）

＊5歳児は午睡を行わないため、徴収はありません。

12. 保育用品について（※年齢により揃える用品は異なります。）

体操服・帽子・粘土・絵具・クレパス・はさみ・のり他

（※詳細、金額については、保育用品注文袋参照。）

13. 子どもがこんな病気にかかってしまったら・・・

保育所（園）は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子ども達が一日快適に生活できるよう感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所（園）生活が可能なお状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。『保育所における感染症対策ガイドライン』に沿って①意見書（医師記入）・②登園届（医師の診断を受け保護者が記入）の提出が必要となります。

① 医師記入用 意見書

意見書	
<p>いろいろ真愛保育園 園長殿</p>	<p>クラス名 _____</p> <p>児童名 _____</p>
<p>病名： _____</p> <p>年 月 日から症状も回復し、</p> <p>集団生活に支障がない状態になつたので登園可能と判断します。</p>	<p>年 月 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>医師名 _____ 印又はサイン</p>

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（ただし幼児は3日）を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（アデノウィルス感染症）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

保育園児が罹りやすい下記の感染症については、「登園のめやす」を参考にかかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお「登園のめやす」は、子どもの全身状態が良好で、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからです。ご協力宜しくお願い致します。

②保護者記入用：登園届

登園届（保護者記入）	
<p>いろいろ真愛保育園 園長殿</p> <p style="text-align: right;">クラス名 _____</p> <p style="text-align: right;">児童名 _____</p> <p>病名「 _____ 」と診断され、</p> <p style="text-align: center;">年 月 日に医療機関名「 _____ 」において</p> <p>病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保護者名 _____</p>	

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届けが必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段どおりの食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段どおりの食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段どおりの食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※ 玄関前に、感染症情報を提示していますので随時ご確認をお願い致します。

14. よくあるQ&A

①入園前のならし保育をお願いすることはできますか？

家庭と保育園での生活が始まります。ならし保育を通して、保護者の方とのコミュニケーションを図りていながら、お家での様子、好きなこと、好きな食材等についてお伺いし、子ども達の安心感につなげていきたいと思えます。

ならし保育の期間については、子どもの様子や保護者のお仕事の都合に合わせ、柔軟に進めていきたいと思えます。

②予防接種の推奨及び接種後の保育園への登園について

保育園は、集団生活となるため、集団感染予防対策として、予防接種をできる限り受けていただくよう勧めています。

尚、接種後の保育園への登園については、副反応を考慮し、登園は控え、ご家庭で安静に過ごしていただきますよう、ご協力よろしくお願ひします。



③子どもが、アレルギー体質なんですが、どうしたらいいですか？

- ① アレルギー疾患のある方は、アレルギーの状態が分かる書類を必ず提出して下さい。
(検査結果表、アレルギー疾患管理指導表等)
- ②それを基に、保護者との面談を行います。
- ③食べられる食材、食べられない食材について検討します。
- ④ご家庭で飲食された食材を教えていただきながら進めています。

④薬は保育園で飲ませてもらえるのでしょうか？

原則として、薬の取り扱いはいたしません。が、やむを得ない理由の時には、園の担当者が保護者に代わって薬を与えることを考慮します。

薬を与える場合は、できるだけ事故の起こらないよう手順を必ず守っていただきます。

<薬の預かり手順>

- 登園の際に
 - 薬（日付・クラス・名前記入） ※初回のみ薬の説明書を必ず添付して下さい。
 - 薬依頼届（下記参照）を事務室に手渡しして下さい。
※不在のときは、職員までお願いします。
- 薬は一回分のみ預かります。（粉薬、水薬共に）
※解熱剤はお預かりできません。
※病院から処方された薬以外はお断りいたしております。（市販の薬）
- 塗り薬、目薬、体質改善薬など、毎日必要なときは薬依頼届（週間分）にご記入下さい。
※塗り薬は、毎日必ずお持ち帰りください。
- 熱性痙攣やアナフィラキシーのある方は、面談の上、薬をお預かりします。
※電話連絡、投与（坐薬、解熱剤、エピペン）について

<① 薬>

必ず以下の内容を記入して下さい。

①日付
②投薬のタイミング
③クラス・氏名



<② 薬依頼書>

薬依頼書(一日分)

				保護者印
月 日 曜日				
クラス		児童名		
今朝の体温	℃	病名		
今朝の様子	機嫌（良・普・悪）	便の硬さ	（下痢・軟・普・硬）	
薬の数	粉薬（ ）包 錠剤（ ）錠 水薬（ ） その他（ ）			
薬の時間	食前・食後・食間・その他（ ）			
かかりつけ病院				
依頼者	父・母・祖父・祖母・その他（氏名 ）			
受取保育者	氏名：	担当保育士	時間：	：
			氏名：	

いろどり真愛保育園

*薬を依頼される場合、初回のみ薬の説明書を必ず添付して下さい。

15. 個人情報保護方針について

社会福祉法人 天真会における個人情報保護の方針

社会福祉法人 天真会

社会福祉法人天真会ならびに法人が運営する施設（以下、「施設」という。）は、児童および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）』（以下、『個人情報保護法』という。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

1. （基本理念）

施設では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

2. （個人情報の利用目的）

施設では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所活動の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

3. （個人情報の第三者への提供）

施設では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. （個人情報の管理）

施設は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩、滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

5. （個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

施設は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、協議し、法令に従って速やかに対応します。

【責任者—園長・担当者—主任保育士】

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

6. (個人情報非開示の範囲)

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

7. (個人情報の使用)

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- ・園生活において、園児が必要とする箇所(ロッカー・ウォールポケット等) や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等) には名前や写真を掲示・記載します。
- ・園内の壁装飾として、誕生表・園児作品等には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園だより・文集等に、名前や行事の写真や皆様にお寄せいただいた文章を掲載することもあります。
- ・児童票・調査票・災害時引渡カード・就労証明書等の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- ・園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。
- ・実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。

8. (パンフレットやホームページなどでの写真使用)

当園で撮影した写真データをパンフレットやホームページなどで使用します。

保護者から写真の修正や掲載中止の要請を受けた場合は速やかに処理を行います。

9. (個人情報保護体制の継続的改善)

施設は、この「天真会における個人情報保護の方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

児童および保護者・家庭に関わる個人情報として取り扱うものは、以下の通りです。

(保育園・児童クラブ)

- ◆氏名 ◆生年月日 ◆性別 ◆住所 ◆電話番号
- ◆家庭状況 ◆生育歴 ◆病歴 ◆写真
- ◆入園に関する書類 ◆保育料に関する書類等
- ◆入園申し込みに関する書類(就労関係、税金関係)

(1) 保護者より提出していただく書類等

- ◆家庭調査票・緊急連絡 ◆発育記録 ◆おたより帳
- ◆薬依頼届 ◆欠席届 ◆緊急・災害時引き渡し確認表

(2) 施設が記録・管理する書類等

- ◆児童出席簿 ◆誕生表 ◆保育記録 ◆個人記録
- ◆保育年数表 ◆退園児書類 ◆身体測定表 ◆体温表
- ◆歯科検診記録 ◆内科検診記録 ◆尿検査
- ◆卒園アルバム ◆園だより ◆オクレンジャー ◆はいチーズシステム

16. 苦情申出窓口の設置について

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人 天真会が運営する施設（以下、「施設」という。）では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

施設における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

	いろどり真愛保育園
1. 苦情解決責任者	安徳尊博（園長）
2. 苦情受付担当者	川畑雅美（主任保育士）
3. 第三者委員	（1）下山昭博（保護司） （2）吉田靖之（監事）

<苦情解決の方法>

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者員に直接苦情を申し出ることにも出来ます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会（0940-34-3341）に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

17. 緊急時における対応について

(体調の変化・怪我等)

1. 保育中に37.5℃以上の発熱や体調不良などを感じられる場合は、保護者に連絡を入れます。(一人ひとりの個人差によって目安は異なります。)
2. 園児の体調の急変その他の緊急事態※が生じた時は、保護者などに連絡すると共に、嘱託医又は園児の主治医に相談する場合があります。
※緊急事態とは、大けが、高熱、熱性けいれん、アナフィラキシー等
3. 熱性けいれん、アナフィラキシー等の既往症状がある園児については、事前に薬や対応などについて保護者との面談が必要になります。

(非常災害等)

- 1 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しています。
- 2 毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他の必要な訓練を実施します。
- 3 地震・水害等が発生した場合、状況に応じて避難を開始します。
 - ・避難場所については、当園に待機、もしくは福間南小学校に避難する予定です。
 - ・避難時の引き渡しは、「引渡しカード」に記載されている方のみに行います。

(非常災害時の緊急連絡について)

- 1 非常災害に備えて、緊急メールシステム（オクレンジャー）への登録をお願いします。
(使用目的)
 - ・災害発生時の連絡、台風や大雨、大雪など気象状況に関する連絡を実施します。
 - ・指定感染症などの発生時にも連絡します。

(管轄する消防署・警察署)

宗像地区消防本部	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2425
宗像地区消防本部 福津消防署	福津市西福間1-1-27	0940-43-0521
宗像警察署	宗像市東郷1-2-2	0940-36-0110

※災害の状況により、休園となる場合もございます。

- ・特別警報、台風・大雨・洪水・暴風・暴雪など警戒レベルの発令
- ・公共交通機関の計画的な運休など

18. もってくるもの (枚数は一日分の目安です)

	項 目		みずたま	このは	はな	うみ	そら	たいよう
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
衣 類	1	洋服(上・下)	3組	3組	3組	3組	3組	3組
	2	下着(パンツ・シャツ)	3組	3組	3組	3組	3組	3組
	3	手拭タオル(ひも付き)	/	/	1枚	1枚	1枚	1枚
	4	食事用タオル	3枚	3枚	3枚	/	/	/
	5	エプロン	3枚	3枚	3枚	/	/	/
	6	洗濯ネット	1枚	1枚	1枚	/	/	/
	7	エコバック	1つ	1つ	1つ	/	/	/
	8	紙おむつ	10枚	10枚	10枚	/	/	/
	9	フェイスタオル(体ふき用)	3枚	3枚	3枚	1枚	1枚	1枚
	10	バケツ(フタ付)	/	/	1個	1個	1個	1個
	バケツ用袋	/	/	1枚	1枚	1枚	1枚	
給 食 類	11	弁当箱	普通食～ お 弁 当 の 日					
	12	コップ・おやつ皿(ビニール袋)	/	/	/	各1個	各1個	各1個
	13	給食袋	/	/	/	1つ	1つ	1つ
	14	水筒	/	/	/	コップ・紐付きの物		
寝 具 類	15	掛布団・カバー	1組	1組	1組	1組	1組	/
	16	敷布団・カバー	1組	1組	1組	/	/	/
	17	タオルケット(夏用)	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	/
水 泳 類 (夏)	18	プールバック	/	/	/	/	/	1つ
	19	水着	/	/	/	/	/	1着
	20	水泳帽子	/	/	/	/	/	1つ
	21	フェイスタオル	/	/	/	/	/	1枚
	22	腰巻タオル	/	/	/	/	/	1枚
園 へ 提 供		衣類用洗剤	1個/世帯 (液体でも粉でも可・詰め替え用可)					
		トイレトペーパー(芯あり)	12ロール/世帯					
		ティッシュペーパー	5箱/世帯					
		フェイスタオル	1枚/世帯					
		透明ビニール袋 (サイズ目安…約12号)	100枚入り/人					

※3歳児以上は、リュックに必要な物を入れて登園してください。

*持ち物には、はっきりと記名してください。

*衣類は毎日確認され、足りないときは補充をお願いいたします。

*金曜日に、カラー帽子・布団のカバーを持ち帰り、お洗濯をお願いいたします。



～持ってくるもの～ 参考までに・・・

<衣類> お子様が自分で着脱しやすい衣類の準備をお願いします。

2.下着



3.手拭きタオル(ひも付き)



目安 (30×30cm)

4.食事用タオル



目安 (20×20cm)

5.エプロン



(マジックテープかゴムのもの)

10.バケツ (ふた付き)



目安 (10歳)

10 (バケツの中に袋をつける)

<給食類>

11.弁当箱



子どもが自分で
開けやすいもの

12.コップ



目安 (7×7cm)
※コップとおやつ皿
をビニール袋に入れる

12.おやつ皿



少し深めのものが
GOOD!!
(16×14cm)

13.給食袋



<寝具類>

15.掛布団・カバー



大きさ目安 (80cm×120cm)

16.敷布団・カバー



<水泳類>

18.プールバック (5歳児)



22.腰巻タオル (5歳児)



19. 送迎時のお願い

自転車での登園について

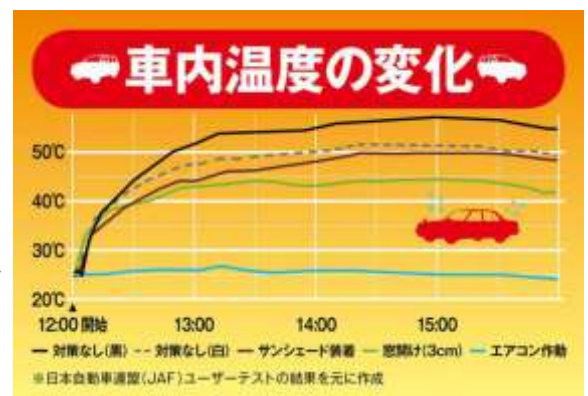
- ・園児による自転車での登園は、ご遠慮いただいております。
- ・保護者による送迎は、その限りではございません。

児童、歩行者の安全確保と徐行運転を！

- ・送迎の際は、お子さんと必ず手をつなぎ、目を離さないようよろしくお願いします。
- ・子どもは背丈も低く、死角になりがちです。また、子どもの飛び出しも想定されます。
- ・ドライバーの方は、歩行者優先、児童の安全確保、徐行運転に努めてください。
- ・冬など日暮れが早い季節は、特に細心の注意をお願いします。

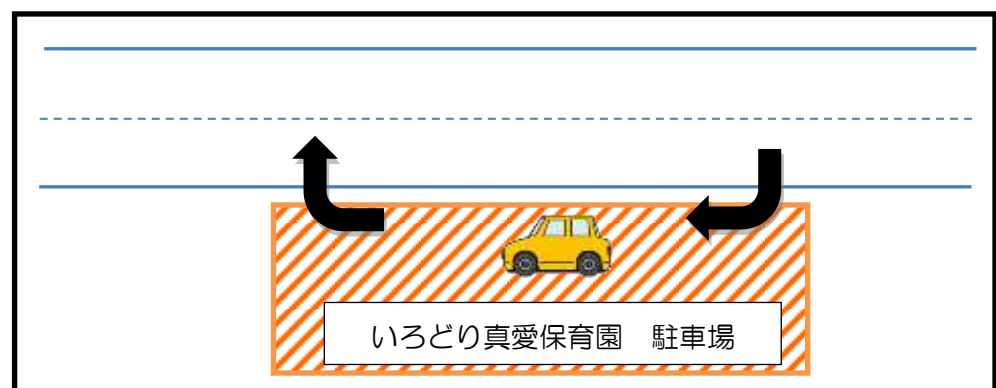
車内で子どもを一人にしないで！

- ・車内に子どもの放置はやめてください。
夏の暑い時期はもちろん、涼しくても一瞬で車内温度が上昇します。
- ・少しの時間だとしても、絶対に車内に子どもを一人にしないようにしてください。



一方通行を！

- ・駐車場は、一方通行となっています。また、出入口は歩道になっております。
- ・歩行者の安全を第一に、徐行運転をお願いします。

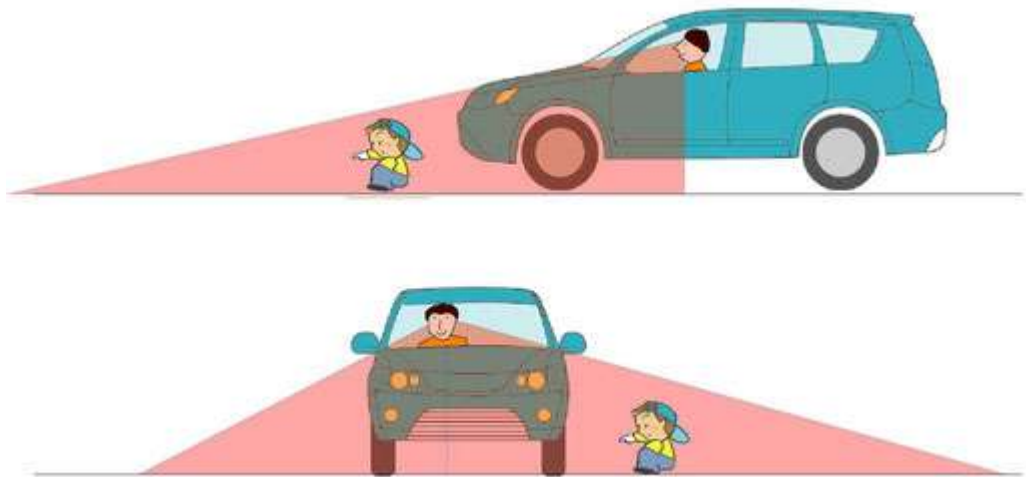


駐車場が混み合い、駐車場に入れない！！

- ・18:00前は帰宅時間と重なるため、前面道路は渋滞が発生します。
- ・お迎えは、時間に余裕をもってお願いします。
- ・駐車場が混雑するため、帰り支度は速やかにお願いします。

車からの死角に注意！

運転席からは、子どもの姿が見えにくい場合がございます。くれぐれも前後左右の確認をよろしくお願いいたします。



20. お心づけ、おみやげ等について

時々、旅行のおみやげをお持ちいただくことや、退職・異動職員に記念品等を、というお申し出を頂戴することがございます。ご厚意に關しましてはとてもありがたい気持ちでいっぱいです。しかし、楽しかったお土産話などをたくさん聞かせていただけることが一番うれしく思います。そのため、当園では、基本的に受取りをご遠慮させていただいております。

21. 食べ物の持ち込みについて

当園には、様々な体質のお子さんがいらっしゃいます。園においては、アレルギー食材等の対応もきめ細やかに実施しており、子ども達の健康を守る様に取り組んでいます。

そのため

- ①園内に食べ物の持ち込み、また食べながらの登園はご遠慮願います。アレルギーをもったお子さんが、落ちていたかけらに触れるだけで、症状が出ることもあります。
- ②保護者間においても食べ物のやり取りはご遠慮ください。
→バレンタインデー、旅行のお土産等
- ③お菓子等がお子さんのバッグや服のポケットに入っていないことを確認してください。

※誤嚥や誤飲は大きな事故につながりかねますので、皆様のご理解をお願いいたします。

※職員が気づいた場合はお声掛けさせていただきます。

22. 食事中の誤嚥・誤飲の予防について

保育園では、旬の食材に触れながら、楽しい食事の時間を通して、咀嚼や嚥下機能を獲得していきます。しかし、臼歯まで生えそろうまでは、十分な咀嚼力が備わっていません。

食事中は、食材の材質や口に入れる量など様々な要因により、誤嚥・誤飲する可能性は避けられません。そのため、大人が目配り、気配り、心配りしていくことが大切です。

当園において誤嚥・誤飲の予防として、気道をふさぐ可能性のある食材（ぶどう（巨峰）、さくらんぼ、プチトマト、うずらの卵、白玉団子、ピーナツ、こんにゃくゼリー、ミニゼリーなど）は提供していません。

また、食材だけでなく、たばこ、医薬品、磁石、ボタン電池、スーパーボールなど身の回りにあるものによる誤嚥・誤飲事故も発生しています。今一度、家の中での安全確認をされ、子どもの手に届かないところに保管するなど環境を整えておくことが大切です。

※子どもの口に入る目安：トイレットペーパーの芯
(直径 39 mm 長さ 51mm 以下)

※こんな材質は危険です。「ツルン＋球状＋歯ごたえがある」



<お弁当のお願い（誤嚥・誤飲予防）>

子ども達は「お弁当の日」となると、朝からとても楽しみにしています。

おかずについてお願いですが、誤嚥・誤飲予防として、気道をふさぐ可能性のある食材はご遠慮ください。また、カットしていたとしても園での提供は行いません。

デザートは果物のみとなります。提供されていた場合は、基本的にお持ち帰りいただきます。



23. キーホルダー・ヘアピン等について

子ども達のバッグに付けたキーホルダー等は、外れて落ちていたりすると、乳児のお子さんの誤嚥窒息や誤飲の危険が高まります。

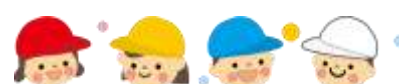
当園としましても子ども達の行動は出来る限り見守り、床に落ちている物は拾い、片づけるよう心掛けております。皆様のご理解をお願いいたします。

また、ヘアピンやカチューシャは活動中に外れたり、落ちて破損してしまうこともあるため、ご家庭でお洒落を楽しんでください。



24. 帽子・ゼッケン・おたより帳等の装飾について

帽子、ゼッケン、おたより帳等の「アップリケ、シール、イラスト」についても、同じく誤嚥の可能性や子ども達同士の過剰な反応を助長することも考えられますので、ご遠慮願います。



25. 写真・ビデオ撮影のご協力について

当園では、保護者の皆様のご了承のもと、園だよりやホームページ等に子ども達の活動の写真に掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。

保護者の方が、園行事において、お子様の写真を撮影され、家族や親族と共有されることは構いません。しかし、写真の周りに他のお友達が写っているということもあるため、プライバシーを大切にすることから、ご自身のお子さん以外の顔が分かる写真や動画等をXやFacebook、InstagramなどSNSへの掲載はご遠慮願います。

保護者間においても、その様な場面に遭遇した場合は、職員までお伝えください。

※日頃、園内での子どもの様子や、園内に掲示している個人情報（写真・名前など）の撮影はご遠慮願います。



26. 仕事が休みの日の保育園利用について

子ども達は、様々な体験や多くの人々との出会いを通して、心と体はもちろん、社会性も育っていきます。保育園では一日の大半を過ごしているため、仕事が休みの日は、「子どもと一緒に過ごす貴重な時間を大切にしていきたい」と思います。

また、学校行事（運動会等）は、兄弟を応援できる貴重な時間であり、就学への期待や憧れが高まります。地域行事においても、地域の方々と触れ合う貴重な時間になり、コミュニティが深まる時間になります。しかし、内容により、子ども同伴が厳しい場合は、職員までご相談ください。

基本的に仕事が休みの日は、家族で過ごす時間を大切にいただき、家族の絆が深まる時間を過ごして欲しいと思います。

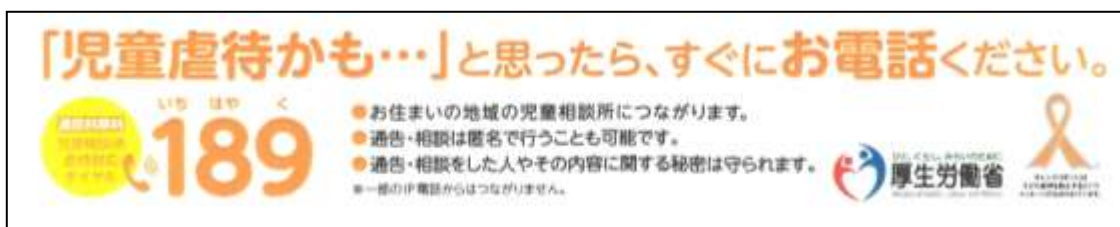


27. 児童虐待の防止について

子どもは、喜怒哀楽を思いのままに表現します。欲求や不快な気持ちを親や大人に受け止めてもらいながら、人との信頼関係を築いていきます。子育ては、楽しさもいっぱいですが、叱ったり、怒ったりすることもあると思います。しかし、たとえ愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。時には命に関する深刻な場合もあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して「通告」しなければならないとなっています。

よって、虐待を受けているという確信ではなく、「もしかしたら虐待かな…」と思う程度であっても、通告する義務があります。



児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)に電話してください。子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し延べる必要があります。

「体罰」がゆるされないものであることについても法定化されました。

子育ての心配や悩みごとなどについて、お気軽に保育園にもご相談ください。

○児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス：DV)など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、気になっても病院に連れて行かないなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を!

子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラすることも…日頃から子育ての具体的なポイントを参考に子どもと向き合い、周囲の力を借りながら子育てしていきましょう。



子育ての具体的なポイント

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ② 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- ③ 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- ④ 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
- ⑤ 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- ⑥ 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

保護者自身の工夫のポイント

- ① 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。
- ② 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
- ③ 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたりします。

子育てや出産に関する悩みやご相談は、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

詳しくはこちら

<https://www.no-taibatsu.jp>



児童虐待とは…?

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、濡れさせる、やけどを負わせる、家の外に締め込める など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィティの被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やかたがいがいつも汚れている ● 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない ● 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする




⚠ 車内に子どもを置いて行かないで!

子ども(乳幼児)は体温調整機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温が上がりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながり大変危険です。自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れなないようにしましょう。



28. 午睡中の安全確保について

昨今、厚生労働省から「乳児のうつぶせ寝による窒息等による事故の危険性」について「睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう」と提言し、以下の3点を推奨しています。

	<h3>1 歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう</h3>
	<h3>できるだけ母乳で育てましょう</h3>
	<h3>たばこをやめましょう</h3>

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

そのため、当園では、「うつぶせ寝をさせない」「定期的を確認する」を午睡中のルールとして徹底しています。

ご家庭においても「寝かしつけからあおむけ寝」を心掛けてください。「あおむけ寝」を習慣づけ、お子様の命を保護者の皆様と共に守っていきたいと思います。

29. メディアとのつきあい方について

日本小児科医学会が「スマホに子守をさせないで！」と提唱されています。

乳幼児期は、実体験を通して、言語の獲得、体力の向上、視力や感覚が著しく発達する大切な時期です。そのため、テレビやスマホやタブレットなど見る時間が長いと視力の発達だけでなく、他の感覚の発達を妨げる可能性も十分に考えられます。

家族みんなで、時間を決めたり、食事のときは消してみたり等、約束が出来るといいですね。

～豊かな時間を過ごしましょう～



赤ちゃんを目と鼻を合わせ、語りかけることで、赤ちゃんの安心感と親子の愛着が育まれます。

親子が同じものに向き合って過ごす純本の読み聞かせは、親子の語らひが育つ大切な時間です。



散歩や外遊びなどで親と一緒に過ごすことは子どもの体力・運動能力そして五感や共感性を育みます。

♡赤ちゃんに話しかけましょう

授乳中は、テレビなども消し、ゆったりとした気分で赤ちゃんに向き合います。

「アーアー」「ウーウー」などの声を出したときには出来るだけ応え、親手をしてあげましょう。意味のある単語は1歳半頃に出るようになります。それまでは、赤ちゃんは「言葉の貯蓄」をしているのです。言葉が話せない赤ちゃんにも、積極的に話しかけることが、言葉の発達にはとても大事です。そのためにも、特に2歳までは子どもにテレビやDVD、スマホ、タブレットなどを見せることは控えることをお勧めします。

♡遊びの中で育つもの

自分の体をコントロール出来るようになり、人、自然、物との触れ合いの中で、赤ちゃんのさまざまな能力が育っています。大人の行動をまねたごっこ遊びやお手紙なども心身の発達を促します。

特に、お父さんやお母さんなど同じ物を見て、自分の気持ちに共感してもらおうという体験は自己肯定感を育て、心の発達の基盤になります。

◁こちらのリーフレットは日本小児科医学会ホームページからダウンロードできます。



公益社団法人 日本小児科医学会

××こんな場面はありませんか？××



ムズかる赤ちゃんに、子育てアプリの画面で応えることは、赤ちゃんの育ちをゆがめる可能性があります。



親子ともどもメディア機器接触時間の、コントロールが大事です。親子の全延や体験を共有する時間が奪われてしまいます。



親がスマホに夢中で、赤ちゃんの興味・関心を無視しています。赤ちゃんの安全に気配りができていません。

♡赤ちゃんの「泣き」や「ぐずり」には意味があります

言葉を話せない赤ちゃんは、泣いたりぐずったりすることで、「おなかすいた」「おむつがぬれた」「暑い」「寒い」などの生理的欲求や「抱っこして」「遊んで」などの情緒的欲求を訴えます。なぜ泣いているのか、わからないときに子育てアプリを見せるのではなく、「どうしたの」などの声かけや抱っこなどを繰り返すことで親子の絆ができていきます。

※赤ちゃんの泣き声に耐えられない、イライラするというときは、ひとりで悩まずに保健センターの育児相談やかかりつけの小児科などにご相談ください。

♡授乳中は赤ちゃんを目を合わせて！

生まれたばかりの赤ちゃんでも明るい、暗いの区別がつき、明るい方を見ようとします。特に30cmくらい離れた人の顔に注目することがわかっています。授乳中は赤ちゃんの目を見て話しかけてあげることが大事です。

♡視力の発達に影響が～

乳幼児期は視力が発達する重要な時期です。テレビやDVD、特にスマホ、タブレットなどの小さな平面画面を見る時間が長いと視力の発達を妨げます。日本の子どもたちの視力は、テレビやゲーム機の普及のあと急速に悪化しています。家の中にばかりいないで外で自然と触れ合ひましょう。

♡体力・運動能力を育てるには・・・

子どもの体力・運動能力は子どもが自主的に体を動かして自由に遊ぶことで育ちます。そして、言葉の力や社会性も遊びながら育ちます。いろいろなことを体験することで見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触れるといった五感がバランス良く育ちます。

今、日本の子どもたちは、子ども用に体を使った遊びが減少しています。その結果、運動不足による肥満などの生活習慣病や、口コモティブ・シンドローム（運動障害）が問題になっています。

見直しましょう メディア漬け



5つの提案★

- ① 2歳までは、テレビ・DVDの視聴を控えましょう。
- ② 授乳中、食事時のテレビ・DVDの視聴はやめましょう。
- ③ すべてのメディアへ接触する時間を制限することが重要です。1日2時間までを目安とします。
- ④ 子ども部屋にはテレビ、DVDプレイヤー、パーソナルコンピュータを置かないようにしましょう。
- ⑤ 保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールをつくりましょう。

※ここでのメディアとはテレビ、DVD、電子ゲーム、タブレット、スマートフォン、タブレット端末などの電子機器メディア全般を指します。

大切な 子どもの目も、見守らせて

スマホを見ていると視野が狭くなり、
周囲への注意力が低下します！

各地で「歩きスマホは危険です！」と警鐘が鳴らされています。自分では満ちるがある程度抱えていると思っていても、視野が極端に狭くなっています。家の中でも、外でベビーカーを押しながらも、スマホを見ながらの子育ては子どもから目を離すことになり危険です。

..... MEMO

..... MEMO



We MAKE SMILES
We MAKE DREAMS
We LOVE CHILDREN
LET'S GO! SHIN'AI SOUL!!

いろどり真愛保育園・福岡南しんあい児童クラブ

〒811-3209 福岡県福津市日蒔野4丁目11番地の1

TEL : 0940-43-2158 FAX : 0940-43-2168

E-mail : irodori-shin-ai-2011@wind.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://tenshinkai.ed.jp>

